

台風等異常気象時の対応について

1 岡崎市に「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合

(1) 生徒の登校する以前に、発表されている場合

- ①午前6時までに警報が解除された場合 ⇒ 平常どおり始業
- ②午前11時までに警報が解除された場合 ⇒ 午後1時から始業
- ③午前11時以降も警報が継続されている場合 ⇒ 臨時休業

(2) 生徒の登校後に、発表された場合

- ①気象・通学路の状況等から、生徒を安全に帰宅させようと判断した場合
⇒ 授業を中止して速やかに下校とします。
- ②通学路が危険と認められる時や通学距離等により帰宅が困難と判断した場合
⇒ 当該生徒の安全を校内において確保します。必要があれば、保護者の方へお迎え等を依頼します。

2 岡崎市に「特別警報」が発表された場合

(1) 生徒の登校する以前に、発表されている場合

- ①登校させません。
- ②解除後も、生徒が安全に登校できると判断できるまでは、登校させません。

(2) 生徒の登校後に、発表された場合

- ①生徒の生命及び安全を確保するため、**学校留め置きとします。**
- ② ①の場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集を行い、生徒を安全に下校させようと判断できるまでは下校させません。

3 岡崎市に防災気象情報「大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮」が発表された場合

| 種類 | 生徒の登校する以前 | 生徒の登校後 |
|------------|-----------|--|
| レベル5「特別警報」 | ・自宅待機 | ・学校留め置き ・校内の高い場所または崖から離れた場所へ移動 |
| レベル4「危険警報」 | ・自宅待機 | ・学校留め置き ・校外の避難場所への移動 ・保護者への引き渡し等 |
| レベル3「警報」 | ・平常授業 | ・平常授業 |
| レベル2「注意報」 | ・平常授業 | ・平常授業 |

4 「暴風警報」「暴風雪警報」及び「特別警報」が発表されていないが、大雨等により土砂災害、河川氾濫など、生徒の安全確保に困難が予想される場合

- (1) 学校周辺の災害状況等を踏まえて判断し、休業や授業の中止を決定します。
- (2) 生徒が居住する地域の災害状況等により、安全に登校できないと認める場合は、当該生徒を自宅待機とし登校させません。
- (3) 学校周辺及び生徒が居住する地域、または通学路の災害状況等により、安全に帰宅できないと認める場合や通学距離等により帰宅が困難と認める場合は、当該生徒を校内待機とし下校させません。必要があれば保護者へ迎え等を依頼します。

※状況に応じて、ライデンメール及び学校ホームページ上でお知らせします。

※生徒の登校については、各家庭の周辺の状況等を確認の上、保護者の判断も必要となります。登校が困難と判断された場合は自宅待機とし、学校へご連絡ください。

(連絡先：岡崎市立城北中学校 教頭 電話21-8103)